

令和5年

第9回教育委員会会議

議案第25号

秋田県教育委員会

議案第25号

秋田県立博物館協議会委員の任命について

秋田県立博物館条例（昭和50年秋田県条例第15号）第3条の規定に基づき、秋田県立博物館協議会の委員を次のとおり任命する。

	氏名	分野	任期
1	上野智明	学校教育・社会教育	令和5年7月9日～令和7年7月8日
2	梅津一史	学識経験者	令和5年7月9日～令和7年7月8日
3	大塚俊一	利用者	令和5年7月9日～令和7年7月8日
4	木村美穂	家庭教育	令和5年7月9日～令和7年7月8日
5	佐々木美香	利用者	令和5年7月9日～令和7年7月8日
6	佐藤操	学校教育・社会教育	令和5年7月9日～令和7年7月8日
7	高島由美	学識経験者	令和5年7月9日～令和7年7月8日
8	早川敦	学識経験者	令和5年7月9日～令和7年7月8日
9	藤田和彦	学識経験者	令和5年7月9日～令和7年7月8日
10	本田由佳	学校教育・社会教育	令和5年7月9日～令和7年7月8日
11	三河直樹	学識経験者	令和5年7月9日～令和7年7月8日
12	棟方幸人	学識経験者	令和5年7月9日～令和7年7月8日
13	湯澤寛	学校教育・社会教育	令和5年7月9日～令和7年7月8日

令和5年6月7日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理由

秋田県立博物館協議会の委員任期満了のため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県立博物館協議会委員名簿

任期：令和5年7月9日～令和7年7月8日

(令和5年6月7日現在)

※ 個人情報保護のため非公開

秋田県立博物館協議会委員候補者の略歴

※ 個人情報保護のため非公開

※ 個人情報保護のため非公開

※ 個人情報保護のため非公開

令和5年

第9回教育委員会会議

報告事項（1）

令和6年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の志願状況について

秋田県教育委員会

令和6年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験志願状況

令和5年6月7日現在

校種	教科・科目	志願者数			採用予定者数			R6 志願倍率	R5 志願倍率	R5 合格者数	
		R6	R5	増減	R6	R5	増減				
小学校		130	164	-34	90名程度	130名程度	-40	1.4	1.3	118	
中学校	国語	21	19	2	8名程度	10名程度	-2			10	
	社会	46	56	-10	7名程度	10名程度	-3			11	
	数学	48	47	1	11名程度	7名程度	4			6	
	理科	12	18	-6	8名程度	10名程度	-2			9	
	音楽	7	8	-1	3名程度	4名程度	-1			4	
	美術	3	2	1	3名程度	3名程度	0			2	
	保健体育	44	42	2	9名程度	7名程度	2			7	
	技術	3	2	1	若干名	若干名				1	
	家庭	3	8	-5	3名程度	若干名				1	
	英語	29	21	8	7名程度	12名程度	-5			10	
	(中学校合計)	216	223	-7	60名程度	65名程度	-5	3.6	3.4	61	
高等学校	国語	16	18	-2	3名程度	3名程度	0			3	
	地理歴史	22	29	-7	若干名	若干名				2	
	公民	8		8	若干名						
	数学	19	23	-4	若干名	若干名				2	
	理科	24	24	0	若干名	若干名				2	
	芸術音楽	5	5	0	若干名	若干名				1	
	保健体育	44	58	-14	3名程度	3名程度	0			3	
	家庭	4		4	若干名						
	英語	11	20	-9	3名程度	3名程度	0			3	
	情報	3	6	-3	若干名	若干名				1	
	農業	14	16	-2	若干名	若干名				2	
	工業	2	3	-1	3名程度	4名程度	-1			3	
	商業	13	11	2	若干名	若干名				2	
	水産	0		0	若干名						
	(高等学校合計)	185	213	-28	23名程度	25名程度	-2	8.0	8.5	24	
特別支援学校	小学部	28	29	-1	合わせて 24名程度	合わせて 22名程度	2			11	
	中・高等部	国語	2	1						1	0
		社会	8	12						-4	2
		数学	2	3						-1	0
		理科	2	1						1	1
		音楽	0	1						-1	1
		美術	0	0						0	0
		保健体育	7	15						-8	5
		技術	0	0						0	0
		家庭	3	2						1	1
		英語	2	3						-1	1
	情報	2	2	0						0	
	高等部	福祉	0	1						-1	1
		(特別支援学校合計)	56	70						-14	24名程度
養護教諭		60	63	-3	8名程度	11名程度	-3	7.5	5.7	11	
障害者特別	小学校	<1>	<1>	<0>	若干名	若干名			<0>		
	中学校	<0>	<1>	<-1>	若干名	若干名			<1>		
	特別支援学校高等部実習助手	<1>	<0>	<1>	若干名	若干名			<0>		
	小計	<2>	<2>	<0>	若干名	若干名			<1>		
言語聴覚士有資格者特別		0		0	若干名	若干名					
社会人等特別	高等学校工業	1	2	-1	若干名	若干名			1		
	博士号保有者		4	-4		若干名			1		
	高等学校地理歴史(日本史)	0		0	若干名						
	小計	1	6	-5	若干名	若干名			2		
計		648	739	-91	205名程度	253名程度	-48	3.2	2.9	239	
高等学校実習助手	農業		8	-8		若干名			1		
	工業	4		4	若干名						
特別支援学校	高等部実習助手	5	7	-2	若干名	若干名			1		
	寄宿舎指導員	8	11	-3	若干名	若干名			3		
合計		665	765	-100	205名程度	253名程度	-48	3.2	3.0	244	

※ 障害者特別選考<>は、小学校、中学校、特別支援学校高等部実習助手に含まれるため合計から除く。

直近10年間の志願者数の推移(実習助手、寄宿舎指導員、栄養教諭特別選考を除く)

年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
志願者数	1183	1190	1139	1097	1123	1035	971	843	739	648
志願倍率	9.1	9.0	8.1	6.3	5.4	5.3	3.5	2.8	2.9	3.2

令和6年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の 志願状況について

※（実習助手、寄宿舎指導員を除く）採用予定者数は205名程度で、昨年度比48名程度の減

- 1 （実習助手、寄宿舎指導員を除く）志願者総数は648名で、昨年度比91名の減
- 2 志願倍率（実習助手、寄宿舎指導員を除く志願者総数を採用予定人員で除した数字）は3.2倍（昨年度2.9倍） ※以下（ ）内は昨年度
- 3 「障害者特別選考」への志願者は2名（2名）
小学校1名（1名）、中学校0名（1名）、
特別支援学校高等部実習助手1名（0名）
- 4 「教職大学院特別選考」への志願者は6名（8名）
小学校2名（2名）、中学校1名（3名）、高等学校2名（2名）、
特別支援学校1名（1名）
- 5 「大学推薦特別選考」への志願者は15名（13名）
小学校12名（10名）、養護教諭3名（3名）
- 6 「言語聴覚士有資格者特別選考」への志願者は0名（昨年度実施せず）
- 7 「社会人等特別選考」への志願者は1名（6名）
高等学校工業1名（2名）、
高等学校地理歴史（日本史）0名（昨年度実施せず）
- 8 「他県教諭等優遇」による志願者は34名（36名）
小学校7名（10名）、中学校13名（9名）、高等学校8名（8名）、
特別支援学校3名（7名）、養護教諭3名（2名）
- 9 「教職経験者優遇」による志願者は8名（11名）
小学校2名（5名）、中学校2名（1名）、高等学校2名（3名）、
特別支援学校1名（1名）、養護教諭1名（1名）
- 10 「小学校教諭等」について
他県教諭等枠への志願者は7名（10名）募集は10名程度
中学校英語の免許状所有者枠への志願者は7名（7名）募集は5名程度
- 11 「中学校教諭等」について
小学校教諭等との併願者は21名（昨年度実施せず）募集は5名程度

- 12 前年度試験の成績による優遇対象者（第一次選考試験免除）は11名（11名）
小学校0名（0名）、中学校8名（6名）、高等学校1名（2名）、
特別支援学校0名（1名）、養護教諭2名（2名）
- 13 講師優遇Ⅰ対象者（第一次選考試験総合教養免除）は6名（8名）
小学校0名（0名）、中学校3名（3名）、高等学校3名（3名）、
特別支援学校0名（1名）、養護教諭0名（1名）
- 14 講師優遇Ⅱ対象者（第一次選考試験総合教養免除）は163名（198名）
小学校11名（15名）、中学校42名（49名）、高等学校72名（87名）、
特別支援学校23名（32名）、養護教諭9名（8名）、高等学校実習
助手0名（0名）、特別支援学校高等部実習助手3名（3名）、特別支援学
校寄宿舎指導員3名（4名）
- 15 50歳以上の志願者は18名（21名）
小学校4名（9名）、中学校2名（1名）、高等学校4名（6名）
特別支援学校3名（5名）、養護教諭3名（0名）、特別支援学校高等部実
習助手1名（0名）、特別支援学校寄宿舎指導員1名（0名）

令和5年

第9回教育委員会会議

報告事項（2）

令和5年度秋田県公立高等学校入学者選抜定時制の課程10月入学者募集要項について

秋田県教育委員会

令和5年度
秋田県公立高等学校入学者選抜 定時制の課程
10月入学生募集要項

1 募集学校及び募集人員

○秋田県立大館鳳鳴高等学校

〒017-0804 大館市柄沢字狐台52番地2 TEL 0186-42-1968

定時制の課程 普通科（単位制）

I 部 （昼間の部） 若干名

II 部 （夜間の部） 若干名

○秋田県立秋田明德館高等学校

〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 TEL 018-833-1261

定時制の課程 普通科（単位制）

I 部 （午前の部） 若干名

II 部 （午後の部） 若干名

III 部 （夜間の部） 若干名

○秋田県立横手高等学校

〒013-0037 横手市前郷二番町10番1号 TEL 0182-32-2011

定時制の課程 普通科（単位制）

I 部 （昼間の部） 若干名

II 部 （夜間の部） 若干名

2 出願資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業し、現在高等学校に在籍していない者
（中学校には中等教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中学部等である。）
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

3 出願手続

入学志願者は次の(1)から(4)の出願書類を、出願先高等学校長に提出すること。

- (1) 入学願書（本人氏名、保護者氏名は自書とする。）
- (2) 受検票（所定の用紙に、本人氏名、検査会場を記入する。）
- (3) 出身学校の調査書（出身中学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。）
- (4) 証紙納付書（入学検定料950円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。）

4 出願期間

令和5年8月21日（月）から8月25日（金）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、最終日は正午で締め切る。

5 出願場所

学 校 名	出 願 場 所
大館鳳鳴高等学校	大館鳳鳴高等学校 全日制の課程 事務室 〒017-0813 大館市字金坂後6番地 TEL 0186-42-0002
秋田明德館高等学校	秋田明德館高等学校 事務室 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 TEL 018-833-1261
横手高等学校	横手高等学校 全日制の課程 事務室 〒013-0008 横手市睦成字鶴谷地68番地 TEL 0182-32-3020

6 検査日及び選抜方法等

(1) 期 日 令和5年9月2日（土）

(2) 検査会場

学 校 名	検 査 会 場
大館鳳鳴高等学校	大館鳳鳴高等学校 定時制の課程（桜楯館） 〒017-0804 大館市柄沢字狐台52番地2 TEL 0186-42-1968
秋田明德館高等学校	秋田明德館高等学校 〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 TEL 018-833-1261
横手高等学校	横手高等学校 定時制の課程（青雲館） 〒013-0037 横手市前郷二番町10番1号 TEL 0182-32-2011

(3) 受付時間 8：00～8：30

(4) 選抜方法 作文、口頭試問（国語、社会、数学、理科、英語）及び面接を行う。

(5) 検査日程 9：00～9：45 作文
10：05～ 口頭試問及び面接

(6) 携行品 ・受検票
・筆記用具

※ 携帯電話等の通信機器は、検査会場においては電源を切るものとし、検査室に持ち込むことを禁止する。

7 合格者発表

令和5年9月7日（木）午後4時から、合格者の受検番号を検査会場に掲示するとともに、合格者に対して入学手続書類を配付する。

なお、合格者の受検番号は各校のホームページに公開する。当日、入学手続書類を受け取ることができない者には郵送する。

学 校 名	掲 示 場 所	入学手続書類配付場所
大館鳳鳴高等学校	大館鳳鳴高等学校桜楯館生徒玄関前	大館鳳鳴高等学校 桜楯館事務室前
秋田明德館高等学校	明德館ビル1階	明德館ビル 3階事務室前
横手高等学校	横手高等学校青雲館生徒玄関前	横手高等学校 青雲館事務室前

8 その他

後期の授業は前期に引き続いた内容で行われるので、相応の学力を有し、かつ志望理由が明確で学業継続の意志が強固であること。

令和5年

第9回教育委員会会議

報告事項（3）

令和6年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科学生募集要項について

秋田県教育委員会

令和6年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科
学生募集要項

1 学科及び募集定員等

学 科	募集定員	募集人員		修業年限
		特別選抜	一般選抜	
介護福祉科	20名	12名	8名	2年
生産技術科	10名	6名	4名	2年

2 特別選抜

【介護福祉科】

出願資格	次の(1)から(4)の全てに該当する者とする。 (1) 高等学校を令和6年3月卒業見込みの者 (2) 人物、学業成績共に優れ、学習意欲が旺盛であり、校長が責任をもって推薦できる者 (3) 全体の学習成績の状況（全体の評定平均値）が3.5以上の者 (4) 合格した場合には必ず入学することを確約できる者
募集人員	12名
出願書類	出願手続は在籍高等学校長を経る。入学志願者は、次の(1)から(6)の出願書類を湯沢翔北高等学校長に提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「書留郵便」とし、封筒の表面に「専攻科入学願書在中」と朱書きすること。 (1) 特別選抜入学願書（本人氏名及び保護者氏名は自書とする。） (2) 特別選抜受検票（所定の用紙に、本人氏名を記入する。） (3) 志願理由書（志願者本人の自書とする。） (4) 高等学校調査書（在籍高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。） (5) 高等学校長の推薦書（在籍高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。） (6) 証紙納付書（入学検定料2,200円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。） ※ 受検票返信用封筒（郵送を希望する場合のみ必要。84円切手を貼ること。）
出願期間	令和5年9月1日（金）から9月7日（木）まで。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は9月7日（木）午後4時必着。ただし、土曜日、日曜日は受付をしない。
選抜方法等	小論文（60分）と面接（個人面接）を課す。 提出書類、小論文及び面接の結果を総合的に評価して選抜する。
検 査 日	令和5年9月15日（金） 受 付 8：45 ～ 9：00 小 論 文 9：30 ～ 10：30 面 接 10：45 ～
検査会場	湯沢翔北高等学校専攻科
携 行 品	(1) 受検票 (2) 筆記用具 (3) 上履き ※ 携帯電話等、通信機器を検査室に持ち込むことは認めない。
合格発表	令和5年9月25日（月）午後4時に湯沢翔北高等学校専攻科玄関に受検番号を掲示するとともに、本人及び在籍高等学校長に通知する。

【生産技術科】

出願資格	次の(1)から(4)の全てに該当する者とする。 (1) 高等学校を令和6年3月卒業見込みの者 (2) 高等学校在学中に資格取得や特別活動等に積極的に取り組み、生産技術に関する技能及び知識の習得を強く希望する者 (3) 全体の学習成績の状況(全体の評定平均値)が3.5以上の者 (4) 合格した場合には必ず入学することを確約できる者
募集人員	6名
出願書類	出願手続は在籍高等学校長を経て行う。入学志願者は、次の(1)から(6)の出願書類を湯沢翔北高等学校長に提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「書留郵便」とし、封筒の表面に「専攻科入学願書在中」と朱書きすること。 (1) 特別選抜入学願書(本人氏名及び保護者氏名は自書とする。) (2) 特別選抜受検票(所定の用紙に、本人氏名を記入する。) (3) 志願理由書(志願者本人の自書とする。) (4) 高等学校調査書(在籍高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。) (5) 高等学校長の推薦書(在籍高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。) (6) 証紙納付書(入学検定料2,200円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。) ※ 受検票返信用封筒(郵送を希望する場合のみ必要。84円切手を貼ること。)
出願期間	令和5年9月1日(金)から9月7日(木)まで。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は9月7日(木)午後4時必着。ただし、土曜日、日曜日は受付をしない。
選抜方法等	小論文(60分)と面接(個人面接)を課す。 提出書類、小論文及び面接の結果を総合的に評価して選抜する。
検査日	令和5年9月15日(金) 受 付 8:45 ~ 9:00 小 論 文 9:30 ~ 10:30 面 接 10:45 ~
検査会場	湯沢翔北高等学校専攻科
携行品	(1) 受検票 (2) 筆記用具 (3) 上履き ※ 携帯電話等、通信機器を検査室に持ち込むことは認めない。
合格発表	令和5年9月25日(月)午後4時に湯沢翔北高等学校専攻科玄関に受検番号を掲示するとともに、本人及び在籍高等学校長に通知する。

3 一般選抜

【介護福祉科】

出願資格	次の(1)又は(2)に該当する者とする。 (1) 高等学校を卒業又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
募集人員	8名
出願書類	入学志願者は、次の(1)から(4)の出願書類を湯沢翔北高等学校長に提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「書留郵便」とし、封筒の表面に「専攻科入学願書在中」と朱書きすること。 (1) 一般選抜入学願書（本人氏名及び保護者氏名は自書とする。） (2) 一般選抜受検票（所定の用紙に、本人氏名を記入する。） (3) 高等学校調査書（出身高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。） ※ 調査書が発行されない場合は『卒業証明書』。 (4) 証紙納付書（入学検定料2,200円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。） ※ 受検票返信用封筒（郵送を希望する場合のみ必要。84円切手を貼ること。）
出願期間	令和5年11月2日（木）から11月10日（金）まで。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は11月10日（金）午後4時必着。ただし、土曜日、日曜日、祝日は受付をしない。
選抜方法等	筆記検査（「一般常識」、「作文」（各60分））と面接（集団面接）を課す。提出書類、筆記検査及び面接の結果を総合的に評価して選抜する。
検査日	令和5年11月17日（金） 受 付 8：15 ～ 8：30 一般常識 9：00 ～ 10：00 作 文 10：20 ～ 11：20 面 接 11：30 ～
検査会場	湯沢翔北高等学校専攻科
携行品	(1) 受検票 (2) 筆記用具 (3) 上履き ※ 携帯電話等、通信機器を検査室に持ち込むことは認めない。
合格発表	令和5年11月28日（火）午後4時に湯沢翔北高等学校専攻科玄関に受検番号を掲示するとともに、本人に通知する。

【生産技術科】

出願資格	次の(1)又は(2)に該当する者とする。 (1) 高等学校を卒業又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
募集人員	4名
出願書類	入学志願者は、次の(1)から(4)の出願書類を湯沢翔北高等学校長に提出すること。なお、郵送の場合は、必ず「書留郵便」とし、封筒の表面に「専攻科入学願書在中」と朱書きすること。 (1) 一般選抜入学願書（本人氏名及び保護者氏名は自書とする。） (2) 一般選抜受検票（所定の用紙に、本人氏名を記入する。） (3) 高等学校調査書（出身高等学校長が作成し、親展・厳封扱いとする。） ※ 調査書が発行されない場合は『卒業証明書』。 (4) 証紙納付書（入学検定料2,200円分の秋田県証紙を貼り、消印はしない。） ※ 受検票返信用封筒（郵送を希望する場合のみ必要。84円切手を貼ること。）
出願期間	令和5年11月2日（木）から11月10日（金）まで。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は11月10日（金）午後4時必着。ただし、土曜日、日曜日、祝日は受付をしない。
選抜方法等	筆記検査（「数学Ⅰ」、「作文」（各60分））と面接（集団面接）を課す。 提出書類、筆記検査及び面接の結果を総合的に評価して選抜する。
検査日	令和5年11月17日（金） 受 付 8：15 ～ 8：30 数 学 Ⅰ 9：00 ～ 10：00 作 文 10：20 ～ 11：20 面 接 11：30 ～
検査会場	湯沢翔北高等学校専攻科
携行品	(1) 受検票 (2) 筆記用具 (3) 上履き ※ コンパス、定規を持参すること。 ※ 携帯電話等、通信機器を検査室に持ち込むことは認めない。
合格発表	令和5年11月28日（火）午後4時に湯沢翔北高等学校専攻科玄関に受検番号を掲示するとともに、本人に通知する。

4 二次選抜（介護福祉科・生産技術科）

一般選抜を終了した時点で、特別選抜と一般選抜の合格者の計が募集定員に満たない場合には、令和6年1月下旬又は2月上旬に二次選抜を行う。実施に係る事項は、令和5年11月30日（木）に公表する。

5 入学時及び入学後の諸経費予定

(1) 学校納付金

ア 入学金		5,650円	
イ 授業料	年額	118,800円	（月額9,900円）
ウ 日本スポーツ振興センター共済掛金		1,750円	
エ 教育振興費	年額	12,000円	

(2) 教材費等（令和4年度実績）

- ア 教材費（介護福祉科5万円程度、生産技術科1万円程度）
- イ 教科書代（実費）
- ウ 実習服（実費）
- エ 実習材料費（生産技術科2万円程度）
- オ その他

(3) その他

資格取得及び国家試験受験料、講習料金、施設・企業実習のための移動にかかる経費、研修旅行費

6 出願書類提出先及び問い合わせ先

秋田県立湯沢翔北高等学校 事務室

所在地 〒012-0823 秋田県湯沢市湯ノ原二丁目1番1号

電話番号 0183-79-5200 FAX 0183-73-2600

令和5年

第9回教育委員会会議

報告事項（4）

令和6年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科入学者選抜学力検査問題等作成方針について

秋田県教育委員会

令和6年度秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科
入学者選抜学力検査問題等作成方針

秋田県教育委員会

1 基本方針

- (1) 高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)に基づくものとする。
- (2) 学力検査問題等は、介護福祉科の特別選抜は「小論文」、一般選抜は「一般常識」及び「作文」、二次選抜は「小論文」、生産技術科の特別選抜は「小論文」、一般選抜は「数学Ⅰ」及び「作文」、二次選抜は「小論文」とする。
- (3) 学力検査問題等の内容は、各教科等の目標・内容に即し、基礎的・基本的な事項及びそれらを活用することについて、学習の成果が多面的にしかもきめ細かに把握できるように出題する。
- (4) 検査時間はそれぞれ60分とする。

2 各教科等の配慮事項

各教科等において、次の事項についての学力がみられるように配慮する。

(1) 小論文

語句、表現など書くことに関する基本を理解した上で、課題について考察した内容を、論拠を明らかにしながら論理の構成や展開を工夫して効果的に書く力

(2) 一般常識

介護福祉士として必要な一般的な知識及びそれを基に思考・判断する力

(3) 作文

与えられた課題に応じて、これまでの生活体験や学習事項を基に、表現や構成に留意しながら適切に書く力

(4) 数学Ⅰ

基本的な概念や原理・法則を理解し、事象を数学的に考察し、表現する力

令和5年

第9回教育委員会会議
報告事項（5）

男鹿地区2校の統合に向けた方針について

秋田県教育委員会

【男鹿潟上南秋地区】

平成16年度に、「第五次計画（前期）」に基づいて海洋技術高校と男鹿高校を統合し、男鹿海洋高校を開校した。

今後も地域産業の特性との関連及び本県産業の現状や産業振興の方向性を考慮しながら、再編整備構想の具体化に向けて検討を進める。

- 男鹿海洋高校と男鹿工業高校を統合し、地域に根ざした特色ある教育活動を通して、地域産業に貢献できる人材育成を目指す学校を男鹿地区に設置する。

学んだ技術・技能を生かして地域の活性化に貢献できる人材を育てるために、水産業と工業の連携を図り、新しい時代に対応できる産業教育を展開する。また、近隣の教育・研究機関や産業界と連携し、男鹿地域の資源や教育資産を活用しながら、探究的な学習活動を通して、専門的かつ高度な知識・技術を身に付けさせるとともに、思考力、判断力、表現力や幅広く柔軟なものの見方・考え方等、課題解決のための実践的な力を育成する。

1学年の学級数は4～5学級、学科は工業科、水産科等を検討する。一定期間、現在の両校の校舎を使用し（2キャンパス制）、その後については、地域の実情、校舎や施設設備の状況等を考慮して決定する。

これまでは2キャンパス制による統合校開校について検討を行ってきた。今後は本計画期間中の開校に向けて更に具体の検討を進める。

- 五城目高校については、地元や秋田市からの入学者数が今後も一定数見込めるとともに、全県的に見た学校の配置状況等から特別な事情があることを考慮し、今後もキャリア教育をベースにした指導や地域と連携した教育活動の充実を図る。

(参考) 中学校卒業生数と地区内の高校への入学者数の見通し

令和2年(2020年)3月 中学校卒業生数 627人	→	令和7年(2025年)3月 中学校卒業生数(予測) 466人
令和2年(2020年)度 地区内の高校への 入学者数 379人		令和7年(2025年)度 地区内の高校への 入学者数(予測) 352人

令和5年

第9回教育委員会会議

報告事項（6）

秋田県立社会教育施設在り方検討委員会の設置について

秋田県教育委員会

秋田県立社会教育施設在り方検討委員会の設置について

生涯学習課

1 目 的

県が保有する社会教育施設の今後の在り方について、社会教育の振興、社会教育施設の運営等に関して見識を有する者から意見を聴くため、秋田県立社会教育施設在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 背 景

老朽化が進む社会教育施設の中長期的な整備計画の策定に当たり、将来的な財政規模や人口減少などによる利用環境の変化を踏まえ、今後の施設整備や管理運営の方針を定める必要がある。

3 概 要

- ・委員会の開催 年2回、2か年継続（計4回）
- ・委員の構成 5人（学識経験者、教育関係者）
- ・検討する内容 施設の現況を検証し、施設の整備・運営方針の検討を行う。

4 検討施設（12施設）

図書館	（秋田市）	平成5年11月移転設置
（分館）あきた文学資料館	（秋田市）	平成18年4月設置
青少年交流センター	（秋田市）	平成11年4月設置
生涯学習センター	（秋田市）	昭和55年4月設置
大館少年自然の家	（大館市）	昭和49年4月設置
保呂羽山少年自然の家	（横手市）	昭和53年4月設置
岩城少年自然の家	（由利本荘市）	昭和58年4月設置
美術館	（秋田市）	平成25年9月移転設置
近代美術館	（横手市）	平成6年4月設置
博物館	（秋田市）	昭和50年5月設置
農業科学館	（大仙市）	平成3年5月設置
自然体験活動センター	（八峰町）	平成19年7月設置

秋田県立社会教育施設在り方検討委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 県が保有する社会教育施設（以下「保有施設」という。）の今後の在り方について、社会教育の振興、社会教育施設の運営等に関して見識を有する者から意見を聴くため、秋田県立社会教育施設在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会の委員は、次の事項について検討し、意見を述べる。

- 一 保有施設の機能に関すること
- 二 保有施設の規模及び配置に関すること
- 三 保有施設の整備及び運営の基本方針に関すること

(組織及び委員の任期)

第3条 委員会は、委員5名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち、秋田県教育委員会教育長が委嘱する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 学識経験のある者

3 委員の任期は、委嘱した日から令和7年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、秋田県教育庁生涯学習課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

秋田県立社会教育施設在り方検討委員会委員名簿

任期：令和5年6月1日～令和7年3月31日

(令和5年6月7日現在)

氏名	職名等	分野
かとう としかず 加藤 寿一	秋田県社会教育委員 (秋田テレビ株式会社メディア戦略部特別嘱託)	教育関係者
ながと りか 長門 里香	秋田県小学校長会 幹事長 (秋田市立御所野小学校長)	教育関係者
かわしま ゆきお 川嶋 幸夫	一般社団法人日本経営協会 専任コンサルタント	学識経験者
しみず こうじ 清水 侯二	一般財団法人建築保全センター 参事兼保全情報センター長	学識経験者
あいはら まなぶ 相原 学	一般財団法人秋田経済研究所 専務理事・所長	学識経験者